令和９年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒の入学者選考について（公告）

令和９年４月県立特別支援学校の幼稚部及び高等部に入学の幼児・生徒の選考を次により行う。

令和８年11月４日

新潟県教育委員会　　教育長　　太　田　勇　二

１　募集幼児・生徒数　　11月４日付け県報で公告

２　出願資格

幼稚部及び高等部に入学を出願することができる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の３の表に規定する程度で、次に掲げる者とする。

⑴ 特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）及び聾学校幼稚部

ア　令和３年４月２日から令和６年４月１日までの間に生まれた者

⑵ 特別支援学校高等部（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱）全日制の課程

ア　普通学級を希望する者は、令和９年３月に特別支援学校の中学部及び中学校を卒業する見込みの者又は卒業した者

イ　重複障害学級を希望する者は、令和９年３月に特別支援学校の中学部重複障害学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

ウ　訪問教育学級を希望する者は、令和９年３月に特別支援学校の中学部訪問教育学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

エ　学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者

オ　上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

⑶ 特別支援学校高等部（知的障害：職業、普通、重複障害、訪問教育学級）全日制の課程

ア　職業学級を希望する者

(ｱ) 令和９年３月に特別支援学校中学部（知的障害）及び中学校の特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）を卒業する見込みの者又は卒業した者

(ｲ) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

(ｳ) 将来一般就労等を目指す者

(ｴ) 公共交通機関等を利用して、自力通学が可能な者

イ　普通学級を希望する者

(ｱ) 令和９年３月に特別支援学校中学部（知的障害）及び中学校の特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）を卒業する見込みの者又は卒業した者

(ｲ) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

ウ　重複障害学級を希望する者

(ｱ) 令和９年３月に特別支援学校中学部（知的障害）の重複障害学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

(ｲ) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

エ　訪問教育学級を希望する者

(ｱ) 令和９年３月に特別支援学校中学部（知的障害）の訪問教育学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

(ｲ) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

３　出願

出願は、一人に付き１校１学科（新潟県公立特別支援学校高等部及び新潟県公立高等学校を含む。）

新潟県立学校ウェブ出願システム（以下、「ウェブ出願システム」）を使用

４　出願手続、面接及び合格者の発表

⑴ 出願及び出願に必要な書類の受付期間

令和９年１月８日（金）から１月15日（金）までに、ウェブ出願システムから出願する。出願に必要な書類は紙面で出願先の学校（総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については各事務局校）に提出する。なお、受付時間は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時までとする。

⑵ 出願に必要な書類

調査書、健康診断書、在籍校長の推薦書（知的障害：職業学級）、出願先の学校で必要とするもの。

⑶ 出願状況の公表

出願を締切り後、出願先の学校（総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については各事務局校）で発表する。

(4) 志願変更

在籍（出身）学校はウェブ出願システムにおいて、令和９年１月18日（月）から１月22日（金）までに、志願変更の手続きを行う。

(5) 面接の期日

令和９年１月29日（金）

(6) 合格者の発表

令和９年２月８日（月）までに行う。

(7) 出願の受付、面接及び合格者の発表は、出願先の学校（総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については各事務局校）で行う。

5　欠員補充による２次募集

選考終了後、幼稚部各学級及び高等部普通学級の定員に欠員が生じた場合に実施する。なお、２次募集の実施については、令和９年２月24日（水）に県教育委員会が発表する。

(1) 出願資格、出願及び出願手続

ア　１次募集の際と同様に、ウェブ出願システムに出願情報を登録し、出願に必要な書類を紙面で提出する。総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については、２次募集の実施校に直接出願する。

イ　いずれの特別支援学校高等部又は高等学校（公立、私立）にも合格していない者とする。

なお、「いずれの各学校にも合格していない者」には、特別支援学校高等部又は高等学校（県内外、公立、私立を問わない）への入学を辞退した者は含まれない。

(2) 出願及び出願に必要な書類の受付期間

令和９年３月２日（火）から３月８日（月）までに、ウェブ出願システムから出願する。出願に必要な書類は紙面で出願先の学校に提出する。なお、受付時間は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時までとする。

(3) 面接の期日

令和９年３月10日（水）

(4) 結果の発表

令和９年３月11日（木）に各学校で行う。

6　その他

(1) 校長は、選考終了後保護者の転勤等正当な事由で入学を希望する者があった場合、当該者が幼稚部教育又は高等部教育を受けることができると判断され、原則として学校の定員に余裕があるときは、入学を許可することができる。

(2) 特別支援学校高等部（知的障害：普通・重複障害学級）において、学区内に高等部が複数ある場合は、通学の利便性及び自力通学の可否を考慮して入学者を選考する。

(3) 入学者募集要項の実施細目については、校長が定める。

(4) 入学募集の詳細については、新潟県教育委員会が定める「令和９年度新潟県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）幼稚部入学者募集要項」及び「令和９年度新潟県立特別支援学校高等部入学者募集要項」による。